

明和町介護保険要介護認定等資料の開示に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第8条第21項、23項、25項、26項、27項、第8条の2第18項に規定する地域密着型サービス計画、居宅サービス計画、施設サービス計画及び介護予防サービス計画(以下「介護サービス計画」という。)の作成にあたり、要介護被保険者の心身の状況等に適した介護サービス計画を効率的に作成するため、町が保有する要介護認定等資料(以下「認定資料」という。)の開示請求について、明和町情報公開及び個人情報保護に関する条例(平成12年明和町条例第6号。以下「条例」という。)で定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(開示する認定資料の範囲)

第2条 開示する被保険者の認定資料は、次のとおりとする。

- (1) 認定調査票(特記事項を含む。)
- (2) 主治医意見書(当該意見書を作成した主治医又は指定医が同意すると明記している場合に限る。)
- (3) 認定結果通知書

(開示申請者)

第3条 前条に規定する認定資料の開示を申請できる者(以下「開示申請者」という。)は、下記に掲げる者とする。

- (1) 被保険者から介護サービスの提供の依頼を受けた居宅介護支援事業者
- (2) 被保険者から介護サービスの提供の依頼を受けた介護保険施設(認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護及び特定施設入居者生活介護を含む。)の事業者
- (3) 被保険者の主治医意見書を記載した医師
(被保険者の同意)

第4条 認定資料の開示は、情報公開及び個人情報保護条例第15条第2項第2号に掲げる当該被保険者の同意を得ている場合に限る。

(開示の方法)

第5条 開示申請者は、介護保険要介護認定等資料の開示申請書(別記様式第1号。以下「開示申請書」という。)を町長に提出するものとする。

- 2 開示申請者は、前項の規定による申請を行う際に、その身分を証明するものを提示しなければならない。
- 3 主治医意見書を記載した医師は、第1項の規定にかかわらず、治療方針の

一環として必要と判断し申し出た場合は、同項の申請書を提出することなく認定結果を知ることができる。

(開示を受けた者の責務)

第6条 認定資料の開示を受けた者は、それにより知り得た情報を介護サービス計画の作成以外の目的に使用してはならない。

2 認定資料は、厳重に管理し、第三者に情報が漏えいすることがないように適正に保管しなければならない。なお、主治医意見書の病名・投薬等の情報は、被保険者本人及びその親族に対しても漏らしてはならない。

3 認定資料は、当該被保険者との居宅介護支援又は施設サービス等の提供に係る契約関係が終了したときは、速やかに読解不能状態にして廃棄しなければならない。

(開示の中止等)

第7条 町長は、前条の規定に違反した者に対しては、認定資料の開示を中止し、違反した後の開示を行わないことができる。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年10月1日から施行する。